明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府六九～七三）　一
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同七四～八一）　二
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同八二、八三）　三
○保安林の指定をする件（農林水産七三四～七三八）　四
○保安林の指定を解除する件（同七三九～七四二）　四
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十七第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（国土交通三五七）　四
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十七第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録をした件（同三五八）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項の規定に基づき船級協会の登録をした件（同三五九）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（同三六〇）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（同三六一）　五
○滝のすずらん丘陵公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件（北海道開発局三二）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕　六
内閣　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕　七
官庁事項
限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更（国土交通省）　七
登録海技免許講習事務の廃止に関する公示（同）　七
登録船舶職員養成事務の廃止に関する公示（同）　七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七
〔公告〕　八
諸事項
官庁
財団関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　三